

東海・北陸地区連合小学校長会
申し合せ事項

- 1 平成 28 年度より、理事会の名称を理事研修会と変更する。東海・北陸地区連合小学校長会会則にある「理事会」を「理事研修会」と改正する。 (平成 28 年 5/19)
- 2 大会開催順序は、原則として別紙開催県ローテーションによるものとする。また、全国大会のローテーションを優先し、変更が必要な場合は、関係する県で調整し、理事会で承認を受ける。 (平成 26 年 1/23)
- ※ 令和 2 年度、富山県が東陸中と重なるため、富山(元)福井(2)とする。 (平成 26 年 1/23)
- ※ 令和 9 年度、富山県が東陸中と重なるため、富山(7)三重(9)とする。 (平成 26 年 1/23)
- ※ 令和 9 年度、富山県が東陸教頭会と重なり、東陸中が RII(全日中開催)に変更したため、三重(R7)、富山(R9)とする。 (平成 29 年 10/5)
- ※ 令和 12 年度から、新ローテーション(令和 12 年度:岐阜→愛知→三重→福井→富山→石川→静岡)により開催する。 (平成 30 年 1/25)
- ※ 年号の変更により、開催年度の平成を令和に変更する。 (令和 2 年 1/23)
- 3 会長は、大会開催県の代表校長、副会長は次期開催県の代表校長をもってあてる。幹事は、会長所属県より若干名の校長及び事務局員をもってあてる。 (平成 15 年 5/30)
- 会計監査は、次期開催県及び次々期開催県より各 1 名をもってあてる。 (平成 9 年 5/30)
- 4 理事研修会は、第 1・2 回は会長所属県、第 3 回は次期開催県で開催することを原則とし、その時期については会長に一任する。 (平成 15 年 5/30)(平成 28 年 5/19)
- 理事研修会には、理事以外の大会関係者も出席するものとする。なお、大会開催県以外の校長及び事務局員は、必要に応じて枠外で参加することができる。 (平成 15 年 5/30)(平成 28 年 5/19)
- 5 研究大会の昼食は、これを省くものとする。なお、郷土芸能についてもこれを割愛するものとする。 (平成 30 年 1/25)
- 6 大会開催の経費は、会費や大会参加費及び補助金で賄うことを原則とする。 (平成 15 年 5/30)
- ★会員数の少ない県が基金積立金等により対処することを容認する。 (平成 15 年 5/30)
- ★開催県への負担軽減のため当分の間大会参加費を 6,000 円とする。
- 大会参加数については、開催県を除いて各県会員数の 2 割程度を各県に依頼する。 (平成 29 年 1/26)
- 7 東海・北陸ブロックにおいて全国連合小学校長会研究大会が開催される場合には、前例にならって協力金を負担する。
- 8 台風接近による暴風警報等や大規模地震等に関する情報(臨時)含むが発表され、危機管理上、大会運営に支障を来す場合、開催県対策本部の判断により大会を中止または縮小することができる。但し、延期はしない。また、大会が中止等になった場合、大会要録をもって文書発表とし、全ての会員に大会要録を配布する。(詳細は、別途)
- また、感染症拡大やその防止対策が長期にわたることが予測される場合には、各県代表者の意見を踏まえ、参加申込時点で開催県の判断により大会を中止または縮小することができる。 (令和 2 年 5/21)
- 9 全国連合小学校長会常任理事は、静岡県と愛知県が交代で担当する。 (昭和 62 年 2/6)
- 条件が変われば検討する (平成 20 年 2/1)
- 10 全国連合小学校長会の各種委員会担当県は、特別な事情がない限り継続する。 (平成 20 年 2/1)
- 11 全国連合小学校長会総会宣言文起草委員と、全国連合小学校長会研究協議会の発表者及び大会宣言文審議委員は、会長所属県より選出する。 (平成 30 年 1/25)
- 12 全国連合小学校長会研究協議会の大会集録に掲載する地域の感想は、次期東海・北陸地区の研究大会開催県が担当する。 (平成 29 年 1/26)
- 13 全国連合小学校長会海外教育視察団募集に際しては、全都道府県を一斉に対象とする。 (平成 17 年度)
- 14 本会役員(会長・副会長・理事)が死亡した時は、会長・副会長が相談のうえ弔意を表す。 (昭和 63 年 2/5)
- 15 次期開催県には、視察のため大会参加者を若干認めるものとする。 (平成 14 年 5/31)
- 16 会計の運用を前年度 9 月より開始することを認めるものとする。 (平成 20 年 2/1)
- 17 大会要録等の用字用語の表記に関することは、全国連合小学校長会の表記に従う。 (令和 2 年 1/23)
- 18 研究大会分科会数は、全連小の分科会数に準じる。
- 研究大会分科会が 13 となっている現状において、開催県以外のレポート発表数は、愛知県が 3、他の 5 県が各 2 とする。愛知県が開催県の場合は、静岡県が 3、他の 5 県が各 2 を原則とするが、開催 2 年前の状況を見極め、理事研修会において検討し確定する。 (令和 6 年 2/1)